

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年8月から45年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年8月から49年3月まで

昭和45年11月に、私の夫が町役場において婚姻届を行った。応じた役場職員から「今、奥さんの国民年金の加入手続きをすればさかのぼって保険料を納付することができる。」との説明を受けて夫が手続きを行い、さかのぼって保険料を納めた。

昭和44年8月からの保険料が未納とされていることに納得できず、平成18年5月に社会保険事務所（当時）、同年6月に町役場に出向き、再三調査をお願いしたが納得できる回答が得られない。私どもの手元には証明できる資料は一切無く、私も夫も申立期間当時の経緯等について詳しく覚えていないが、社会保険事務所や町役場には正確に証明できる資料が残されておらず到底信頼できないので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、満60歳に到達するまで保険料をすべて納付（第3号被保険者期間36か月を含む。）しており、納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立期間のうち、昭和44年8月から45年11月までの期間については、申立人は、申立人の夫が45年11月に婚姻届を行った際に町役場職員に勧められて、申立人の保険料をさかのぼって納めたと一貫して主張しているところ、申立人とその夫の婚姻届出日は同年11月であることが戸籍謄本上で確認できるとともに、当該時点においては、44年8月から

45年3月までの期間については過年度分保険料として、45年4月から同年11月までの期間については現年度分保険料として、それぞれ納付することが可能であったと考えられる。

さらに、申立人の夫は、「婚姻届を行った時点において、さかのぼって納めた保険料額についてははっきり覚えていないが、数千円程度であった。」と供述しているところ、昭和45年11月時点において、さかのぼって納めるのに必要な保険料額とほぼ一致する。

一方、申立期間のうち、昭和45年12月から49年3月までの期間については、申立人とその夫から当時の状況を聴取しても、国民年金保険料の納付方法や納付場所等の具体的な供述が得られず、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見受けられない。

また、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録が無い上、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧検索したが、申立人の氏名を確認できず、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年8月から45年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福井厚生年金 事案 250

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（19万円）であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年6月1日から同年10月1日まで
テレビ報道等を見て、社会保険事務所において年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が16万円となっていることを知った。

申立期間当時、私は、A株式会社B支店において給与に関する事務を担当しており、厚生年金保険の手続はカーボン用紙を用いて作成し、私の厚生年金保険被保険者資格取得届を標準報酬月額19万円として社会保険事務所に届け出たことを記憶している。

また、社会保険事務所が、申立期間に係る標準報酬月額についてC健康保険組合に照会したところ、19万円であった旨の回答（平成19年6月7日付け）を得ているので、記録を19万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C健康保険組合が提出した被保険者台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A株式会社（本社）及び同社各支店で給与に関する事務を担当していた者に調査した結果、申立期間当時、同社における厚生年金保険及び健康保険の手続は、カーボン用紙を用いた複写式の方法で作成された届出用紙により、同一内容の書類を管轄社会保険事務所及びC健康保険組合に届け出ていたとする旨の供述が得られ、申立人の供述と一致する。

さらに、申立人と同じ大学卒業者で昭和53年4月1日にA株式会社に入

社した同僚は、申立期間の標準報酬月額が 19 万円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の C 健康保険組合における昭和 60 年 6 月から同年 9 月までの記録から、19 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月から平成 3 年 3 月まで

昭和 63 年 6 月ごろ、両親が、実家を訪問した A 市役所の職員又は国民年金委員から私の国民年金の学生任意加入を勧められた。申立期間当時、私は学生であったが、学費等は奨学金で賄うなど自分で工面していたため、実家に居住し大学院に進学していた私の兄との釣り合いを考えて、母親が、私の国民年金の任意加入手続を実家において行ってくれた。

以後、母親は、実家で国民年金委員（集金人）に私の国民年金保険料を納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 6 月ごろ、母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、A 市の国民年金保険料納付記録（電算記録）及びオンライン記録をみると、申立人は、基礎年金番号導入後の平成 9 年 1 月以降に国民年金の加入手続を行い、厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 8 年 12 月 8 日にさかのぼって資格取得しており、申立期間は未加入期間であるため、申立人の母親は、申立期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当する記録は見当たらず、申立期間を含む昭和 63 年 6 月から平成 3 年 3 月までの期間の国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名は確認できない上、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと

を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 8 月 2 日から同年 10 月 5 日まで
② 昭和 37 年 6 月 20 日から同年 9 月 28 日まで
③ 昭和 45 年 6 月 18 日から同年 10 月 18 日まで

社会保険事務所（当時）で船員保険の加入記録を確認したところ、申立期間①、②及び③について船員保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

申立期間①当時、私は、A株式会社（現在は、B株式会社）所有の「C」に乗っており、船員手帳にも当該船舶に係る乗船記録等が記載されているので船員保険にも加入していたはずである。

また、申立期間②及び③当時は、予備船員として、D株式会社及びE株式会社（両社とも現在は、株式会社F）にそれぞれ雇用されていたことは間違いないので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持している船員手帳から、当時、申立人がA株式会社所有の「C」に乗っていたことが確認できる。

しかし、A株式会社を承継したB株式会社の事業主は、「平成7年の大震災により当社事務所が崩壊したため、同震災以前の関係書類等が現存しておらず、申立てどおりの届出や保険料控除を行ったかは不明である。」と回答している。

また、申立人が挙げた同僚は、「私は、高校卒業（昭和29年3月）と同時にA株式会社に就職し同社所有のGに乗った。」と供述しているが、船舶所有者別被保険者名簿によると、当該同僚は、就職した3か月後の昭和

29年6月2日に船員保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立期間①当時、同社では、採用した従業員を一定期間経過後に船員保険に加入させていた状況がうかがえる。

さらに、A株式会社の船員保険船舶所有者別被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、船員保険の整理番号にも欠番は無い。

申立期間②及び③について、申立期間②の前後にD株式会社及び申立期間③の前後にE株式会社における申立人に係る船員保険の被保険者記録が確認できる。

しかし、両事業所を承継した株式会社Fは、「申立人は、申立期間②及び③当時、外国船籍のH（乗船期間：昭和37年6月20日から同年9月27日）及びI（乗船期間：昭和45年6月18日から同年10月17日）に乗っており、外国船籍の船舶に乗った期間は船員保険法の適用対象とはならない旨を申立人に説明している。このため、申立人の申立てどおりの届出や保険料控除は行っていない。」と回答している。

また、J組合は、「外国法人等に派遣される日本人船員に対する船員保険法の適用について」（昭和51年4月1日庁保険発第7号社会保険庁医療保険部船員保険課長通知）が発出される以前は、外国船籍の船舶に乗る場合は船員保険法の適用除外であったと供述している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 1 日から同年 6 月 2 日まで

私は、昭和 61 年 2 月末に前職を退職した後、同年 3 月に A 株式会社に入社し、平成 19 年 8 月まで B 業務に従事していた。

申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は所持していないが、同社に勤務していたことは確かであるので、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の人事データにより、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 株式会社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により、オンライン記録どおりの社会保険の事務手続が行われていたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した前後 1 年間に資格取得した C 職の全従業員 4 名にアンケート調査を実施し、入社年月日から厚生年金保険被保険者の資格取得日までの期間を調べたところ、申立人と同じ昭和 60 年度に採用された 3 名（申立人を含む。）は、いずれも試用期間（3 か月 2 名、2 か月 1 名）経過後に厚生年金保険に加入していることが確認でき、このうちの 1 名は、「私は、入社後 3 か月間の厚生年金保険の加入記録が無いが、この期間の給与明細書を見ると厚生年金保険料が控除されていない。」と供述している。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録によると、申立人は、昭和 61 年 6 月 2 日に資格取得しており、当該資格取得日は、オン

ライン記録の厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致している。

加えて、申立期間について、当該事業所に係る被保険者縦覧照会回答票を確認したが申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。